

紙おむつ支給事業について

1 事業概要

在宅で介護を受けている高齢者等及びその方を在宅において介護をしている家族に対し、介護に必要な紙おむつ・尿とりパッドを支給する事業です。支給要件は次のとおりです。

【支給要件】

- ①神戸市内に居住し、在宅で介護を受けている高齢者等
(施設に入所されている方は対象とはなりません。)
- ②神戸市の被保険者(神戸市の介護保険被保険者証をお持ちの方)
- ③要介護度が4または5である方
- ④世帯全員の市民税が非課税であること
(世帯とは、住民票上で同一世帯に登録されている方全員を指します。)
- ⑤生活保護あるいは中国残留邦人等支援給付を受けていない方
※生活保護等により同様の支給が可能な場合があるため、必要な場合は区役所生活支援課へご相談ください。

2 申請書

紙おむつ支給事業申請書(別紙1)の様式は、令和6年度に現行の様式になっています。

申請書の記入の仕方(別紙2)を参照し、ご案内をお願いします。

令和7年度分の紙おむつ支給事業を申請する場合は、必ず現行の様式を使用してください。紙おむつ支給事業申請書は、居宅介護支援事業所及びあんしんすこやかセンターへ2月下旬にお送りしています。

また、申請書については、神戸市ホームページにも掲載していますので、ダウンロードしてご利用下さい。

なお、令和6年度より申請用封筒(郵送代神戸市負担分)の発行を中止しています。

ホームページに掲載している「あて名ラベル」(別紙8)をダウンロードし、お手持ちの封筒に貼り付けてお送り下さい。(切手必要)

【担当・送付先】令和6年度から申込先・お問い合わせ先を、福祉局介護保険課から高齢福祉課に変更しています。

3 支給決定時期

申請書を受け付けた日の翌日から1か月以内に支給の可否を決定し、申請者宅へ通知します。令和7年度の紙おむつ支給事業の決定通知書の発送日の目安は別紙3のとおりです。

4 申請書の到着日と支給限度額

紙おむつ支給事業は、申請時期によって支給限度額が異なります。令和7年度の申請書の到着期限は以下の表のとおりです。申請時にはご注意ください。

申請書到着日 (高齢福祉課受理日)	支給金額
3月3日～5月30日	10万円
～8月29日	7万5千円
～11月28日	5万円
～2月27日	2万5千円

※申請書に不備がある場合は、受け付けることができません。不備がある場合は、不備修正後の申請書が高齢福祉課に到着した日が受理日となります。

5 紙おむつ利用券の利用期限

令和7年度の利用券の色は以下のとおりとなります。

黄色：令和7年 4月1日～令和7年 6月30日

水色：令和7年 7月1日～令和7年 9月30日

桃色：令和7年 10月1日～令和7年 12月31日

藤色：令和8年 1月1日～令和8年 3月31日

3か月ごとに25枚(25,000円)の利用券を使うことができます。

6 紙おむつ支給事業の注意事項

①認定有効期間前や、要件非該当での事前申請

介護認定の結果が出た後であっても、要介護4又は5の認定の有効期間開始前の受付はできません。また、入院中であって、退院の目処が立った状態での事前申請は受付できません。必ず、介護認定の有効期間内であって、在宅(自宅で過ごしている状態)で申請して下さい。

②不適正利用について

紙おむつ支給事業は、1 事業概要に記載しております【支給要件】①～⑤の全てを満たす方が対象です。支給決定をされた方でも、①～⑤の要件に当てはまらなくなった時点で、利用券を使用することはできません。利用者が要介護3以下になった場合や、入院や入所することになった場合など、紙おむつ支給事業の要件に当てはまらなくなったときは、利用券を使うことができない旨、利用者へ説明をお願いします。

不適正な利用をされたことが発覚した場合には、利用者より使用分に相当する金額を返金していただきます。

また、令和5年度以前は利用券を使うことができなくなった方は、市役所へ利用券を返

却いただいていたましたが、令和6年度より返却は不要となっています。

ただし、利用券の第三者への譲渡・換金はできません。

③紙おむつ支給事業のトラブル事例

紙おむつ支給事業について以下のトラブル事例が発生していますので、利用者から相談があった場合は至急要件についてご案内をお願いいたします。

(事例1)

当初、要介護4で紙おむつ利用券を利用していた。要介護認定更新後に、要介護3になったが、利用券を使い続けていた。後に、要介護3であることが発覚し、利用券によって購入した紙おむつの代金を返金することになった。

⇒紙おむつ支給事業は、要介護4又は5の方が対象の事業であるため、要介護3以下になった認定期間中は利用券を利用することはできません。

(事例2)

当初、自宅で介護を受けており、紙おむつ利用券を利用していた。しかし、体調の変化から入院することになったが、その後も利用券を使い続けていた。後に、入院していることが発覚し、利用券によって購入した紙おむつの代金を返金することになった。

⇒紙おむつ支給事業は、在宅で介護を受けている方が対象です。

体調の変化により、入院や入所をされた場合は利用することはできません。